第十五条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十三条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスイスの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びスイスの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第二章　スイスの給付に関する規定

第十六条　障害保険（リハビリテーションに関する措置）

1　第三条(a)(i)に掲げる者であって、リハビリテーションに関する措置を受ける権利を取得する直前に、スイスの老齢保険、遺族保険及び障害保険に保険料を納付する義務を負っていたものは、スイスの領域内に滞在する限り、当該措置を受ける権利を有する。

2　第三条(a)(i)に掲げる者であって、有給で雇用されず、かつ、リハビリテーションに関する措置を受ける権利を取得する直前に、年齢を理由としてスイスの老齢保険、遺族保険及び障害保険に保険料を納付する義務を負わないが、スイスの保険により保障されるものは、当該措置を受ける権利を取得する直前に少なくとも一年間中断することなくスイスの領域内に居住していた場合には、スイスの領域内に住所を有する限り、当該措置を受ける権利を有する。同条(a)(i)の規定に該当する未成年の子については、スイスの領域内に住所を有する場合において、スイスの領域内で障害を有する子として生まれ、又は出生から中断することなくスイスの領域内に居住していたときにも、当該措置を受ける権利を有する。

3　三箇月を超えない期間スイスを離れる第三条(a)(i)に掲げる者であってスイスの領域内に居住するものは、2の規定において、スイスの領域内における居住を中断したものとはみなされない。

4　日本国の領域内で障害を有する子として生まれた第三条(a)(i)の規定に該当する者の母親がスイスの領域内に住所を有する場合において、当該子の出生の前に二箇月を超えない期間日本国の領域内に滞在したときは、当該子については、スイスの領域内で障害を有する子として生まれたものとして取り扱う。分娩の過程で障害を負った子の場合には、スイスの障害保険は、出生の後最初の三箇月の間に日本国の領域内において生じた費用の負担についても、スイスの領域内において当該費用を負担するために必要であったであろう費用と同一の程度まで責任を負う。

5　4の規定は、両締約国の領域外で障害を有する子として生まれた第三条(a)(i)の規定に該当する者について準用する。この場合において、スイスの障害保険は、子の健康状態により第三国の領域内で緊急に措置をとる必要があった場合にのみ、当該領域内において生じた費用の負担について責任を負う。

第十七条　保険期間の通算

1　スイスの法令による保険期間のみに基づいた場合にはスイスの障害保険による通常年金の給付を受ける権利の取得の要件を満たさない者について、スイスの実施機関は、当該給付の権利の取得のため、スイスの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮する。

2　スイスの法令による保険期間の合計が一年に満たない場合には、1の規定は、適用しない。

3　スイスの法令による給付を受ける権利が1の規定に基づいて確立される場合には、当該給付の額は、スイスの法令による保険期間のみに基づいて決定される。当該給付の額の計算は、スイスの法令に従って行われる。

第十八条　一時金

1　第三条(a)(i)に掲げる者又はその遺族がスイスの領域内に居住せず、かつ、スイスの老齢保険及び遺族保険による通常部分年金について、対応する通常完全年金の十パーセント以下に等しい通常部分年金の給付を受ける権利を有する場合には、当該通常部分年金の代わりに、保険事故の発生のときにスイスの法令により支払われる当該通常部分年金の現在価値に相当する一時金を当該者又はその遺族に対して支給する。同条(a)(i)に掲げる者又はその遺族であって当該通常部分年金を受給していたものがスイスを恒常的に離れる場合においても、出発のときの当該通常部分年金の現在価値に相当する一時金を支給する。

2　通常部分年金の額が、対応する通常完全年金の十パーセントを超える額であって二十パーセント以下の額である場合には、第三条(a)(i)に掲げる者又はその遺族であって、スイスの領域内に居住しないか又はスイスを恒常的に離れようとしているものは、通常部分年金又は一時金の受給のいずれかを選択することができる。その選択については、給付を受ける権利を有する者が保険事故の発生のときにスイスの国外に滞在している場合には当該通常部分年金の給付を決定する手続の過程において行われ、又は当該者がスイスの領域内において既に年金を受給していた場合にはスイスを離れるときに行われなければならない。

3　既婚の夫婦の双方がスイスの保険により保障されてきた場合には、双方についてスイスの年金の給付を受ける権利が確立されたときにのみ、スイスの老齢保険による通常部分年金の代わりに一時金を支給する。

4　一時金がスイスの保険により支払われた場合には、既に納付した保険料に係る保険に対して、更なる申請を行うことができない。